

## 地域自治組織再編に係る検討経過 (関係者及び議員からの主な意見に対する事務局修正案)

令和5年2月20日現在

項目1 新たな地域自治組織（組織の一元化）		
No.	意見・要望等	事務局修正案
1	(特になし)	

項目2 活動拠点施設（コミュニティセンター化）		
No.	意見・要望等	事務局修正案
1	体制が整った自治会からセンターの指定管理者となることはできるのか。	資料5ページ →「モデル事業」での対応検討 ※ 令和6年4月1日の組織再編と同時に指定管理を希望する自治会を「モデル事業」で対応
2	コミュニティ施設の名称 ※ 自治会長・公民館・分館長に対して事前に意見を求めた結果	資料5ページ →「コミュニティセンター」の方向で検討 ※ 約6割の方が賛成との意見により、施設の名称をコミュニティセンターとする方向で検討 (賛成44、その他8、回答なし24)
3	施設の名称は、愛称を含めて併記できるのか。	資料5ページ →「併記可能」を具体的に表記 ※ 条例上の名称は、地区コミュニティセンターの名称で統一するが、施設看板の併記や行事案内等での会場に愛称を表示することは可能
4	指定管理後も引き続き、証明書等発行業務をセンターで交付できる体制にならないのか。	資料5ページ →「センター窓口での申請・取次」を追加 ※ センター窓口は、申請受付・市担当課への送付のみ、証明書は申請者へ直接郵送（即日交付不可）

項目3 協働による取組及び組織体制		
No.	意見・要望等	事務局修正案
1	地域の学び事業だけが具体的に示されているが、地域に必要な学級が実施できるよう、協定を締結する際に反映をお願いしたい。	資料6 ページ → <b>具体的な表示を削除</b> ※ 地域の学び事業を推進する上で参考となるよう「地域の学び事業の一定基準の考え方」を示す方向で対応
2	生涯学習を衰退させないのであれば、地域の学び事業の「原則10名以上」をそれ以下でも可能とするなど柔軟性を持たせていただきたい。	(資料6 ページ) → <b>「10名以下でも可能」の方向で検討</b> ※ 原則10名以上での構成とするが、地域の実情に応じて相応の人数で運営することは可能 なお、具体的には「地域の学び事業の一定基準の考え方」に記載

項目4 地域振興一括交付金		
No.	意見・要望等	事務局修正案
1	地域自治推進条例の理念からすると、区入り世帯数割50%とする考えに理解できない。	資料8 ページ → <b>「区入り促進活動費」を追加</b> ※ 大洲市地域自治推進条例に、市の役割として「市民に区入りを促進する」と定めていることから、自治会における取組の実績による翌年度加算の考え方を新たに追加
2	地域の学び事業に係る経費は、一律ではなく、住民規模に応じた額を検討すべきである。	資料8 ページ → <b>現方向性のとおり（修正なし）</b> ※ 一定基準以上の開催により経費が基礎額を上回った場合、実費による翌年度追加交付（上限15万円） ただし、バス借上げ料は追加交付の対象外
3	新たな補助制度の申請の受付期間が、がんばるひと応援事業補助金のように1ヶ月程度に絞らず、臨機応変に対応できるよう期間を広げていただきたい。	資料9 ページ → <b>「随時受付」の表記追加</b> ※ 自治会が活用しやすい制度として、特に短期間で実施可能な事業は、随時受付の方向で整理

項目5 職員体制の強化・支援		
No.	意見・要望等	事務局修正案
1	集落支援員とセンター職員を区分することで、業務を線引きし、相互の協力体制に支障を来たすため、同じ職名で、かつ業務を区分しない方向で考えていただきたい。	資料10ページ →「会計年度任用職員」と「地域任用職員」に表記修正 ※ 集落支援員制度の活用による財源確保のため、事務的には集落支援員の設置要綱の制定及び委嘱
2	引継ぎを行う職員をセンターとなる分館にも、他の地域と同じように配置すべきである。	資料10ページ → 現方向性のとおり（修正なし） ※ 地域自治担当課を庁内に設置の上、必要な人員を配置するほか、公民館勤務経験者の職員が引継ぎする職員と連携するなど支障を来たさない体制の構築
3	指定管理に移行するとなれば、自治会の負担が増える上に、市との関係性が希薄化するなど不安が大きすぎる。	資料11ページ →「自治会の意向を踏まえ移行時期等を調整」を追加 ※ 基本、指定管理は移行4年目を目標とするが、モデル地区における導入成果等を情報共有しながら、関係者の意向を踏まえ移行時期等を調整
4	指定管理になった場合に、職員の配置数の基準以下で雇用した場合、残りの人件費を職員の給料や活動に充当して構わないのか。	資料11ページ →「基準を下回る場合は一括交付金加算措置の検討」を追加 ※ 基本、雇用する人数の応じた人件費であるが、地域任用職員の人数が基準より少ない場合の活動費に充当できる一括交付金加算の検討
5	職員の給料が月15万円程度では、優秀な人材の確保が難しいため、自治会活動費の一部を充当することは可能なのか。	資料12ページ →「センター長兼務の場合は役職加算相当の基礎号級での設定」で対応検討 ※ 会計年度任用職員の給与規則に基づく給与の決定（経験加算有り）

項目 6 自治会に対する支援		
No.	意見・要望等	事務局修正案
1	市政懇談会は、区長の任期 2 年を考えると、これまでどおり 2 年に 1 回の開催をお願いしたい。	資料 1 5 ページ → 現方向性のとおり（修正なし） ※ 積極的な自治会と受動的な自治会、当然開催すべき意見と見直すべき意見があることから、抜本的な見直しをした結果、4 年に 1 回の開催

項目 7 避難所の運営		
No.	意見・要望等	事務局修正案
1	指定管理後でも避難所の開設は市の責任で行うべきである。	資料 1 6 ページ → 「直営と同じ方法」での表記修正 ※ 直営、指定管理に関わらず、避難所の開設・運営は、これまでと同様に自治会と共同して実施

項目 8 社会体育施設等の管理		
No.	意見・要望等	事務局修正案
1	(特になし)	

項目 9 自治会と各種地区組織の一元化		
No.	意見・要望等	事務局修正案
1	地区人権教育協議会など、設置主体が解散すれば、自治会が必要な活動に取り組むことができるが、一元化での整理というのは、自治会では判断できない。	資料 1 8 ページ → 「各種地区組織機能の自治会移行検討」に表記修正 ※ 引き続き、各組織での話し合いと自治会との連携により、移行可能な組織を整理する方向で調整

その他の項目		
No.	意見・要望等	事務局修正案
1	地区説明会を実施する前に、地区の責任者である自治会長や公民館長への説明をお願いしたい。	資料 1 ページ → 「再編方針原案に基づく各自治会役員等との体制・運営協議」に方向転換 ※ 再編方針原案の説明会という形から、それに基づき、地域の実情に応じた組織体制などを協議する話し合いという形に変更